

母体保護法施行細則の一部改正 概要

1 改正理由

行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号総務部長通知）に基づき、押印廃止等を行う。

2 改正内容

- (1) 次の申請書等について、押印を求めないこととした。
- ・第6号様式 受胎調節実地指導員指定取消申請書（届）
 - ・第8号様式 受胎調節実地指導員認定講習事項変更届
 - ・第9号様式 受胎調節実地指導員認定講習実施報告書
- (2) そのほか一部文言の修正を行った。

3 施行期日

令和3年10月1日